

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第9項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036）
備 考：